

公益財団法人 富山県民福祉公園 職員募集案内

- ◇ 募集期間 平成30年10月5日(金)まで
- ◇ 採用時期 平成31年4月1日(月) (事情によっては時期の変更は可能)
- ◇ 試験の日時・会場
 - 日 時 第1次試験 平成30年10月14日(日) 午前9時30分～
第2次試験 平成30年11月18日(日)
 - 会 場 県民公園太閤山ランド
TEL 0766(56)5556
- ◇ 受験申込先 〒939-0311 射水市黒河字高山 4774-6
公益財団法人 富山県民福祉公園 (県民公園太閤山ランド内)
TEL 0766(56)5556

1. 職種、採用人数、従事業務及び資格

職 種	採用人数	従事業務及び資格
技術職員	1名	<ul style="list-style-type: none">○従事業務 太閤山ランドの運營業務及び植物維持管理、清掃、設備維持管理等の実施及び監視業務 (なお、勤務実績が特に優秀で正規職員に登用された場合は、当財団が管理する公園等に係る運營業務及び植物維持管理、清掃、設備維持管理等の実施及び監視業務)○受験資格 4年制の大学を卒業後、公園、緑地、電気設備又は機械設備のいずれかの業務に従事し、次のいずれかの資格を有する者<ul style="list-style-type: none">・公園管理運営士・一級土木施工管理技士・一級建築施工管理技士・一級電気工事施工管理技士・一級管工事施工管理技士・一級造園施工管理技士

2. 雇用期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

平成32年4月1日以降、勤務実績が特に優秀な場合、正規職員へ登用あり(状況によっては、平成32年3月31日以前に、正規職員へ登用することもあり)

3. 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 採用試験の方法及び内容

試験の方法	内 容	
○ 予備選考	応募者多数の場合は、書類による予備選考をすることがあります。	
○ 1次試験	10月14日（日）	一般的な知識、知能適正筆記試験及び小論文作成
○ 2次試験	11月18日（日）	1次試験合格者を対象とした個人面接

5. 給 与

- (1) 20歳代 187,300円（月給）
30歳代 214,000円（月給）
40歳代以上 254,800円（月給）

(2) 諸手当

期末・勤勉手当、通勤手当が、それぞれの条件に応じて支給されます。

参考 正規職員に登用された場合の例

(1) 給与（初任給）

初任給は、5(1)の月給に、民間企業等における職務経験の内容等に応じた加算額を上乗せし、個別に決定されます。

- (2) 諸手当 期末・勤勉手当（上記5(2)の約2倍）、通勤手当、扶養手当、住居手当、地域手当、退職金がそれぞれの条件に応じ支給

6. 受験申込手続

(1) 申込先及び問合先

〒939-0311 富山県射水市黒河4774-6
公益財団法人富山県民福祉公園 総務企画課（TEL 0766-56-5556）

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「職員採用試験申込書在中」と朱書し、受付期間内に公益財団法人富山県民福祉公園 総務企画課に持参又は郵送により提出してください。

- ア 公益財団法人富山県民福祉公園採用試験申込書、職務経歴書及び受験票（所定様式）各1通
なお、所定の申込書様式は、公益財団法人富山県民福祉公園のホームページからダウンロードすることもできます。（<http://www.toyamap.or.jp>）
- イ 返信用封筒（受験票等の返送用） 1通
・長型3号（横120mm、縦235mm）に宛先を明記のうえ、82円切手を貼付ること。
・提出書類には、いわゆる”消せるボールペン”は使用しないこと。

(3) 受付期間

平成30年10月5日（金）まで（火曜日を除く。）の午前8時30分～午後5時15分までの間。
なお、郵送による申込の場合は、必ず書留又は簡易書留郵便とし、受付期間内に必着のこと。

(4) その他

受験申込手続後10月10日（水）までに受験票が届かない場合は、必ず、公益財団法人富山県民福祉公園総務企画課にお問い合わせください。

7. 職務内容の詳細

- (1) 太閤山ランドの運營業務及び植物維持管理、清掃、設備維持管理等の実施及び監視業務である。

なお、正規職員に登用された場合には、当財団の主要業務である、指定管理者として行う、県が設置する下記の都市公園等公の施設の管理運営及び利用促進業務に従事することになる。この指定管理者の地位は、一定の期間を限って(現状は5年)指定されるものであり、それぞれ行われる公募において民間事業者との競争を経て選定を受ける必要がある。万一指定管理者として選定されない事態が発生した場合には経営が困難となり、整理解雇を行わざるを得ない事態に至ることもありうる。

【指定管理施設】

- ・ 県民公園太閤山ランド
- ・ 富山県こどもみらい館
- ・ 富山県総合運動公園
- ・ 富山県常願寺川公園
- ・ 富山県五福公園
- ・ 富岩運河環水公園
- ・ 県民公園新港の森
- ・ 県民公園自然博物園
- ・ 県民公園野鳥の園

- (2) 勤務形態 勤務時間：1日7時間45分、勤務日：原則週5日勤務、週休2日(火曜日(休園日)と交代による1日)、ただし、勤務する施設の開園時間により週休日の変更や早出、遅出などの変則勤務がある。